

整理番号：4－3

提言題名：公園利用の許可について

【提言要旨】

公園利用の許可について水とみどりの課へ相談した際の内容です。

利用に関するルールの説明を受けていたところ、男性の担当者から「法律とかはあまり関係ないですね。内部ルールを守って貰わないと上に決裁を取る関係で許可は出せない。あと、許可書には法令の委任がないとしても、内部ルールを記載した条件を守ってもらう。その後、行政不服審査とか行政訴訟になったとしても、仕方がない。条例の解釈とか申請内容は、公開はしてないけど内部ルールで判断するから申請して貰わないとどうなるかわかりません。守って貰うルールは条例とかには書ききれないので、法律じゃなくても守ってもらいます。」

等の説明を受け、終始取手市の条例を軽視し、法治国家たる市役所の職員とは思えない対応でした。

当該担当者が説明するように、取手市役所の内部ルールが法令よりも優先し、許可基準の判断が行われるのでしょうか？

お忙しいところ恐れ入りますが、ご確認の程よろしくお願いいたします。

(令和8年2月受付)

【回答要旨】

取手市都市公園条例では行為の禁止を規定しており、「広告物の提示若しくは配布、看板若しくは立札の設置又はこれらに類する行為をすること。」を禁止行為の一として定めています。この広告物にあたるかどうかについて、ご不明な際は協議をお願いいたします。また、都市公園の一部を独占して利用する場合は許可が必要となり、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可となりますので、協議をお願いいたします。許可の際に取手市都市公園条例にもあるとおり、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付する場合がありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(水とみどりの課 令和8年2月回答)